

薬第550号
令和8年1月20日

関係団体の長様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長

薬事関係の申請・届出における原本確認の取扱いについて

このことについて、令和7年12月12日付け厚生労働省通知「「規制改革実施計画」等を踏まえた申請等手続のオンライン対応について」を受け、当県が受け手となる下記法令の申請又は届出に係る添付書類の取扱いを一部変更し別添のとおりとしますので、貴会会員に御周知いただきますようお願いします。

また、申請等については保健所等窓口へご持参いただくほか、申請手数料をオンライン納付される場合や手数料納付が不要な届出は、郵送またはメールでの受付も行っておりますので、各窓口にご相談ください。

記

1 対象となる法令

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
- ・覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）
- ・大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）

2 変更となる事項

申請又は届出の際に原本提示を必要としてきた次の添付書類について、保健所等窓口での原本提示のほか、申請者による原本証明がなされた「写し」の添付を可能とする。

※対象となる添付書類

- ・有資格者であることを証する書類
- ・業務（実務）従事証明書
- ・登記事項証明書
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、住民票の写し
- ・医師の診断書

担当所属	岐阜県健康福祉部 薬務水道課 薬事献血係		
係長	青木	担当	今井
電話番号	058-272-1111	内線	3433
FAX	058-271-5731		
E-mail	c11224@pref.gifu.lg.jp		